

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和2年（ネ）第76号
事 件 名	安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件
判決年月日	令和4年5月24日
判 示 事 項	<p>1 < 1 >内閣が平成26年7月に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行ったこと、< 2 >内閣が平成27年5月に「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」及び「国際平和共同対処態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に係る各法律案の閣議決定及び国会への提出を行い、国会が同年9月に各法律案を可決成立させたことが、国家賠償法1条1項の適用上違法とはいえないとされた事例</p> <p>2 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」及び「国際平和共同対処態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に係る立法行為等に基づき国が駆け付け警護の任務が付与された自衛隊の部隊を派遣したこと等が、国家賠償法1条1項の適用上違法とはいえないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<略>
事案の概要	<p>本件は、X₁らが、（1）< 1 >内閣が平成26年7月に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行ったこと、< 2 >内閣が平成27年5月に「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号）及び「国際平和共同対処態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号）に係る各法律案の閣議決定及び国会への提出を行い、国会が同年9月に各法律案を可決成立させたこと、（2）< 1 >国が駆け付け警護の任務が付与された自衛隊の部隊を南スーダン共和国へ派遣したこと、< 2 >国が武器等防護の実施として海上自衛隊護衛艦によるアメリカ合衆国海軍艦船の護衛を行ったことがいずれも憲法に違反して違法であり、X₁らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、国に対し、国家賠償1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。</p>

	第1審判決が、X ₁ らの請求をいずれも棄却したので、X ₁ らが控訴をした。
訟務月報	68巻8号